

【別紙様式2】

千葉県県土整備部所管公共事業事後評価調書

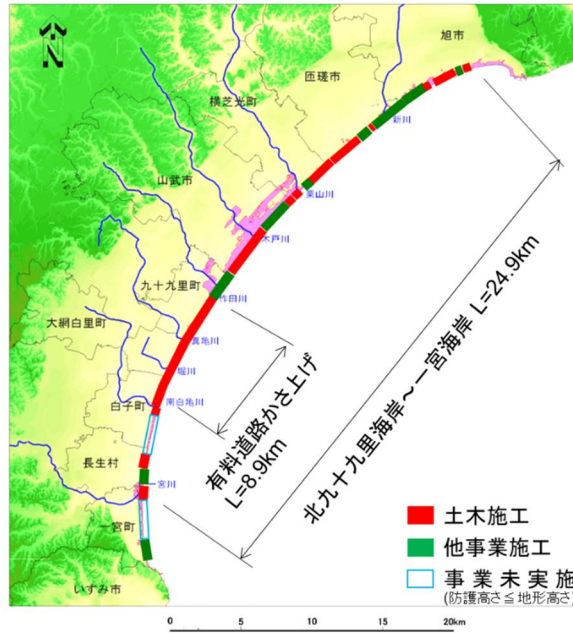
事業名	社会資本整備総合 交付金事業（海岸事業）	担当課	河川整備課				
実施箇所	北九十九里海岸～一宮海岸						
該当基準	千葉東沿岸海岸保全基本計画、令和3年3月変更						
事業諸元	事業延長 24.9km						
事業期間	平成23年度～令和3年度						
総事業費（億円）	19,695百万円						
目的・必要性	東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた九十九里沿岸の海岸において、堤防のかさ上げ等を実施し、津波災害防止を図った。						
便益の主な根拠	津波浸水シミュレーションによる結果を基にした津波防護便益。						
業全体の 投資効率性		B総便益 （億円）	C総費用 （億円）	B/C	B-C	EIRR （%）	基準 年度
	前回	704.2	144.8	4.9	559.4	17.64	H27
	事後	881.5	281.5	3.1	600.0	11.68	R4
事業の効果の発現 状況	L1 津波に対する堤防整備が完了したことにより、浸水区域が解消していることが確認できる。						
事業実施による 環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や景観への影響は最小限になるように配慮している。 ・地域住民の安全が確保され、安定した生活基盤の確保が図られている。 						
社会経済情勢の変化	平成23年の震災以降、堤防等の防護施設の整備等による安全性の向上も観光客入込数の回復に寄与し、平成28年頃には震災前と同等の観光客入込数となっている。						
今後の事後評価の 必要性	費用便益比（B/C）は事業実施後においても、3.1と事業効果が得られており、事業の有効性が十分認められることから、今後の事業評価の必要性はないと考えられる。						
改善措置の必要性	シミュレーション結果において、事業目的に見合った事業効果の発現が期待できることから、改善措置の必要性はないと考えられる。						
同種事業の計画・調 査のあり方や事業評価 手法の見直しの必要性	今後、新規に同種事業を立ち上げる際には、事業費や事業期間が増えないよう、より当該地域の状況を踏まえた計画を立案するなど、計画・調査に努めるものとするが、事業評価手法そのものの見直しは必要ないものと考えられる。						
対応方針	対応なし。						
対応方針理由	投資効果が期待されることから、今後の事業評価及び改善措置の必要性がないと判断される。						
その他							

【別紙様式3】

事業概要図

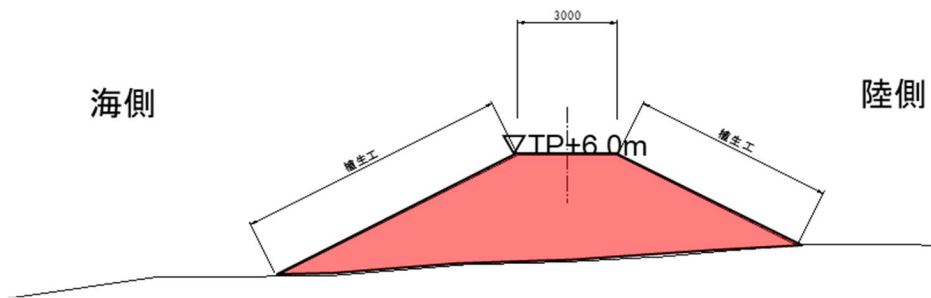
事業名	社会資本整備総合 交付金事業（海岸事業）	路線又は箇所名等	北九十九里海岸～一宮海岸
-----	-------------------------	----------	--------------

計画平面図



代表断面図

● 築堤



● 有料道路かさ上げ

